デイサービス

*1割負担

1. 基本料金

サービス提供時	間9:00~16:	15		(単位: 円/日)
		合 計	保険給付 9割	負担額 1割
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,680	3,312	
	要介護2	4,210	3,789	
	要介護3	4,770	4,293	
	要介護4	5,300	4,770	
	要介護5	5,850	5,265	
	要介護1	3,860	3,474	
4時間以上	要介護2	4,420	3,978	
5時間未満	要介護3	5,000	4,500	
O 11 11 1 1 1	要介護4	5,570	5,013	
	要介護5	6,140	5,526	
	要介護1	5,670	5,103	567
5時間以上	要介護2	6,700	6,030	670
6時間未満	要介護3	7,730	6,957	773
0.4.1 [1.1.4.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.1	要介護4	8,760	7,884	876
	要介護5	9,790	8,811	979
	要介護1	5,810	5,229	581
6時間以上	要介護2	6,860	6,174	
7時間未満	要介護3	7,920	7,128	792
) m) [m] >[< /i>	要介護4	8,970	8,073	
	要介護5	10,030	9,027	1,003
	要介護1	6,550	5,895	655
7時間以上	要介護2	7,730	6,957	
8時間未満	要介護3	8,960	8,064	
	要介護4	10,180	9,162	1,018
	要介護5	11,420	10,278	1,142
	要介護1	2,576	2,318	
2時間以上	要介護2	2,947	2,652	
3時間未満	要介護3	3,339	3,005	334
OHIJ [A] JIC/[A]	要介護4	3,710	3,339	371
	要介護5	4,095	3,686	410
2時間未満				

2. その他の加算

の他の加昇			(単位: 円/日)
	合 計	保険給付 9割	負担額 1割
入浴介助(I)	400	360	
入浴介助(I I)	550	495	55
中重度者ケア体制加算	450	405	45
個別機能訓練加算(I)イ	560	504	56
個別機能訓練加算(I)ロ	850	765	85
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200	180	20
若年性認知症利用者受入加算	600	540	60
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220	198	22
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180	162	18
栄養アセスメント加算	500	450	50
栄養改善加算	200	180	20
ADL維持加算(I)	300	270	30
ADL維持加算(Ⅱ)	600	540	60
口腔栄養スクリーニング加算(I	200	180	
口腔栄養スクリーニング加算(II	50	45	
科学的介護推進体制加算	400	360	40
	基本サービス費用	に各種加算を加え	た1月あたり
介護職員処遇改善加算(I)	の総単位数に5.9%を乗じた単位数で算定されま		
丌 護 粮 貝 処 迺 以 晋 加 昇 (1)	す。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定		
	対象から除外され	れます。)	
特定加算(1)	1.20%		
特定加算(Ⅱ)	1.00%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.10%		

3. 実費負担 【食費】 食費(食材料費+調理費)の個人負担 650円/回

4. その他の実費負担 (1) 送迎実費 通常の送迎の実施地域を越える地点からお住まいまでの間の距離により、片道1kmごとに12円。

※通常の実施地域 浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、笠岡市(島嶼部を除く)、倉敷市玉島地区

(2)時間延長 30分以内 600円 以後30分増す毎に600円追加料金を頂きます。

(3)レクレーション、クラブ活動 利用料金(材料代等の実費を頂きます。)

5. 介

護予防通所介護費(1月につき))		
			(単位: 円/日)
	合計	保険給付	負担額
		9割	1割
要支援 1	16,720	15,048	
要支援 2	34,280	30,852	
若年性認知症利用者受入加算	2,400	2,160	240
運動器機能向上加算	2,250	2,025	
事業所評価加算	1,200	1,080	
栄養アセスメント加算	500	450	50
栄養改善加算	2,000	1,800	200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200	180	20
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50	45	20 5
科学的介護推進体制加算	400	360	40
サービス提供体制強化加算(I)			
要支援1	880	792	88
要支援2	1,760	1,584	176
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			i
要支援1	720	648	72
要支援2	1,440	1,296	144
	基本サービス費用	こ各種加算を加え	た1月あたり
介護職員処遇改善加算(I)	の総単位数に5.9%を乗じた単位数で算定されま		
丌護職員処適以普加昇(1)	す。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定		
	対象から除外されます。)		
特定加算(I)	1.20%		
特定加算(Ⅱ)	1.00%		
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.10%			

[※]但し、実費負担は上記3、4に準ずる。 ※区分支給限度額の超過や認定結果が非該当となり、全額自己負担となった場合は、 1. 基本料金 及び 2. その他の加算については、10割の金額を頂きます。(非該当の場合、要支援1の場合の金額を基準とした日割計算額の10割)

デイサービス

*2割負担

	1. 基本料金 サービス提供時間9:00~16:15 (単位: 円/日)					
Ľ	- ころ提供時	間9.00-10.	合	計	保険給付 8割	負担額 2割
		要介護1		3.680	2.944	736
	ORE BEING L	要介護2		4.210	3.368	
	3時間以上 4時間未満	要介護3		4,770	3.816	
	中时间不响	要介護4		5,300	4,240	
		要介護5		5,850	4,680	1,170
		要介護1		3,860	3,088	772
	4時間以上	要介護2		4,420	3,536	884
	4吋间以上 5時間未満	要介護3		5,000	4,000	1,000
	O时间不响	要介護4		5,570	4,456	1,114
		要介護5		6,140	4,912	1,228
		要介護1		5,670	4,536	1,134
	5時間以上	要介護2		6,700	5,360	1,340
	5時間以上	要介護3		7,730	6,184	1,546
	O时间不响	要介護4		8,760	7,008	1,752
		要介護5		9,790	7,832	1,958
		要介護1		5,810	4,648	1,162
	6時間以上	要介護2		6,860	5,488	1,372
	5時間以上 7時間未満	要介護3		7,920	6,336	1,584
	/ 时间不响	要介護4		8,970	7,176	1,794
		要介護5		10,030	8,024	2,006
		要介護1		6,550	5,240	1,310
	7時間以上	要介護2		7,730	6,184	1,546
	8時間未満	要介護3		8,960	7,168	1,792
	O时间不响	要介護4		10,180	8,144	2,036
		要介護5		11,420	9,136	2,284
		要介護1		2,576	2,061	515
	2時間以上	要介護2		2,947	2,358	589
	3時間未満	要介護3		3,339	2,671	668
	OMINVM	要介護4		3,710	2,968	742
		要介護5		4,095	3,276	819
	2時間未満					

2. その他の加算

の他の加昇			(単位: 円/日)
	合 計	保険給付 8割	負担額 2割
入浴介助(I)	400	320	
入浴介助(I I)	550	440	110
中重度者ケア体制加算	450	360	90
個別機能訓練加算(I)イ	560	448	112
個別機能訓練加算(I)ロ	850	680	170
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200	160	40
若年性認知症利用者受入加算	600	480	120
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220	176	44
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180	144	36
栄養アセスメント加算	500	400	100
栄養改善加算	200	160	40
ADL維持加算(I)	300	240	60
ADL維持加算(Ⅱ)	600	480	120
口腔栄養スクリーニング加算(I	200	160	40
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ	50	40	
科学的介護推進体制加算	400	320	80
	基本サービス費に各種加算を加えた1月あたり		
介護職員処遇改善加算(I)	の総単位数に5.9%を乗じた単位数で算定されま		
月 設 順 貝 処 週 以 告 加 昇 (1 /	す。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定		
	対象から除外され	れます。)	
特定加算(1)	1.20%		
特定加算(Ⅱ)	1.00%	•	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.10%		

3. 実費負担 【食費】 食費(食材料費+調理費)の個人負担 570円/回

4. その他の実費負担 (1) 送迎実費 通常の送迎の実施地域を越える地点からお住まいまでの間の距離により、片道1kmごとに12円。

※通常の実施地域 浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、笠岡市(島嶼部を除く)、倉敷市玉島地区

(2)時間延長 30分以内 600円 以後30分増す毎に600円追加料金を頂きます。

(3)レクレーション、クラブ活動 利用料金(材料代等の実費を頂きます。)

護予防通所介護費(1月につき)					
			(単位: 円/日)		
	合計	保険給付 8割	負担額 2割		
要支援 1	16,720	13,376	3,344		
要支援 2	34,280	27,424	6,856		
若年性認知症利用者受入加算	2,400	1,920	480		
運動器機能向上加算	2,250	1,800			
事業所評価加算	1,200	960			
栄養アセスメント加算	500	400	100		
栄養改善加算	2,000	1,600	400		
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	200	160	40		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50	40	10		
科学的介護推進体制加算	400	320	80		
サービス提供体制強化加算(I)					
要支援1	880	704	176		
要支援2	1,760	1,408	352		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		İ			
要支援1	720	576	144		
要支援2	1,440	1,152	288		
	基本サービス費用	こ各種加算を加え	た1月あたり		
介護職員処遇改善加算(I)		の総単位数に5.9%を乗じた単位数で算定され			
月段職員是過以告加昇(1)	す。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定				
	対象から除外され	1ます。)			
特定加算(I)	1.20%				
特定加算(Ⅱ)	1.00%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.10%				

[※]但し、実費負担は上記3、4に準ずる。 ※区分支給限度額の超過や認定結果が非該当となり、全額自己負担となった場合は、 1. 基本料金 及び 2. その他の加算については、10割の金額を頂きます。(非該当の場合、要支援1の場合の金額を基準とした日割計算額の10割)